

津山市立佐良山小学校 いじめ問題対策基本方針

平成26年4月 策定 令和5年4月 改正

め　　ご　　す　　子　　ど　　も　　像

- ・自他の命や人権を大切に、差別をなくしていくことのできる強さとやさしさをもつ子
- ・自分で主体的に考えて決断し、責任をもって行動しようとする子
- ・自己肯定感をもち、「自分が好き」と言える子

い じ め 問 題 へ の 対 策 の 基 本 的 な 考 え 方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ問題対策委員会には、管理職・生徒指導主事・養護教諭・学級担任・関連教職員が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、学校の取組について保護者に伝え、理解を得る。
- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために、学期ごとにアンケートを実施し、その結果を受けて児童対象の教育相談を行う。そして、得られた情報については、職員会議の時に行う児童の実態交流や、終礼等を使って、随時、職員間での共有を図る。
- ・学校の基本方針に基づき、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価する。
- ＜重点となる取組＞
- ・全児童が参加して活躍できる授業づくりのために、校内研修として全教職員が年1回の公開授業を行い、「わかる授業」を目指した授業改善を行っていく。
- ・6月の「いじめ防止啓発月間」にあわせて、運営委員会(児童会)が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・ネット上のいじめとその対処法に関する教職員研修を実施するとともに、全学年情報モラルについての指導を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- ・学校基本方針やいじめ問題対策基本方針を、PTA総会・学級懇談・ホームページ等で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。さらに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員や民生児童委員、保護司を中心として、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・保護者を対象にSNS等の危険性等の認識を深めてもらうための研修を年1回実施する。
- ・学校便りやホームページに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

い じ め 問 題 対 策 委 員 会

- ＜委員会の役割＞
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- ＜委員会の開催時期＞
- ・原則学期1回開催
- ＜委員会の内容の教職員への伝達＞
- 直後の終礼や職員会議で全職員に周知。ただし緊急の場合は随時、伝達の機会をもつ。
- ＜構成メンバー＞
- ・校外
PTA会長、保護司(学区)、SC、SSW
 - ・校内
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任
関連教職員

全 教 職 員

関係機関等との連携

- ＜連携機関名＞
 - ・津山市教育委員会
- ＜連携の内容＞
 - ・保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣、ネットパトロールによる監視等
- ＜学校側の窓口＞
 - ・教頭

- ＜連携機関名＞
 - ・津市警察署、青少年健全育成会
- ＜連携の内容＞
 - ・非行防止教室の実施（６年生対象）
 - ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- ＜学校側の窓口＞
 - ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ・「教員研修」
 ・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招聘し、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
 ・「児童会活動」
 ・いじめ防止啓発月間において運営委員会(児童会)主催の児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
 ・「居場所づくり」
 ・日頃の授業や係活動、行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 ・児童の訴える力の育成や見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。
 ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育・人権教育及び体験活動等の充実を図る。
 ・「情報モラル教育」
 ・各学年の実態に応じて、低学年から情報モラルに関する授業を行い、ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととともに、情報を発信する責任を自覚し、将来、適切に行動できる力を見につけさせる。

早期発見

- ・「実態把握」
 ・児童の実態把握のためのアンケートや教育相談を学期ごとに実施することで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
 ・「相談体制の確立」
 ・学級担任や教育相談担当を中心に、全ての教職員が児童の変化を見逃すことなくきめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。また、学期ごとに保護者対象の教育相談の機会を設けるとともに、随時相談を受けつける体制を整える。
 ・「情報共有」
 ・毎月の職員会議やいじめ問題対策委員会、校内研修で定期的に児童についての情報交換を行う。児童の気になる変化や行いがあった場合には記録をとっておき、終礼等を活用して早急に全職員で情報を共有する。
 ・「家庭への啓発」
 ・積極的ないじめの認知につながるよう、学校・学年だよりや連絡帳等で、気になる様子や学校の対応について知らせ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行い、関係児童の家庭から問題解決につながるような具体的な情報が得られるよう誠実に働きかける。

いじめへの対処

- ・《いじめの有無の確認》
 ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
 ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
 ・《いじめへの組織的対応の検討》
 ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催し、迅速に組織的に対応する。具体的な対応策や指導の経過等を記録するとともに、全職員で共通理解を図る。
 ・児童の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。
 ・《いじめられた児童生徒への支援》
 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
 ・《いじめた児童生徒への指導》
 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
 ・いじめ解消に向け、「被害児童に対する心理的または物理的な影響を与えるいじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること」を観察し、被害児童及び保護者に対し、「心身の苦痛を感じていないかどうか」を面談等により確認する。
 ・《特に配慮が必要な児童への対応》
 ・発達障害を含む障害のある児童、外国につながる児童、性同一性障害等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援を行い、積極的に支援を実施する。